

令和7年度 保育所型認定こども園海老江ひばりこども園

重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人麦の穂
所 在 地	大阪市玉川1丁目6番2号
電 話 番 号	電話番号 06-6444-1225 Fax 06-6444-1226
代表者氏名	理事長 大谷 常一

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	海老江ひばりこども園
施設の所在地	大阪市福島区海老江5丁目3番22号
連絡先	電話番号 06-4256-5775 Fax 06-4256-5773
管理者	園長 竹中 圭子
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 9人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 69人 <3号認定子ども> 満3歳未満で満1歳以上の保育を必要とする児童 22人 満3歳未満で満1歳未満の保育を必要とする児童 3人
開設年月日	令和6年 4月 1日
ホームページ	http://www.muginoho.ed.jp/ebie

3 施設の目的・運営方針

海老江ひばりこども園（以下「当園」という）は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 当園は園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 当園は園児の属する家庭や地域と様々な社会資源と連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域のすべての子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		580.29㎡
園舎	構造	鉄骨造 4階建
	のゆかめんせき 延べ床面積	1022.01㎡
園庭		地上園庭 252.60㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	保育室1:ひよこ組(満0歳児クラス) 保育室2:りす組(満1歳児クラス) 保育室3:うさぎ組(満2歳児クラス) 保育室4:ぱんだ組(満3歳児クラス) 保育室5:きりん組(満4歳児クラス) 保育室6:らいおん組(満5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、保育所型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 縦割り保育
一人一人を大切にする保育。
- (3) その他
特別支援保育事業、認定こども園特別支援事業、延長保育事業

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和7年4月1日（予定）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
教頭	園長を助け、命を受けて園務の一部	1	1		
主幹保育教諭	を整理、園児の教育・保育をつかさどる	1	1		
指導保育教諭	教育・保育をつかさどり、保育教諭の指導に当たる。	1	1		
保育 教諭等	園児の教育・保育を提供	14	9	5	
調理員	昼食、おやつ等の提供	3	2	1	

当園では「改正認定こども園法（平成24年法律第66号）の要件を定める条例（以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7:00～19:30）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7:00～19:30）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7:00～19:30）
栄養士	正規の勤務時間帯（7:00～19:30）
調理員	正規の勤務時間帯（7:00～19:30）

※ ロテーションにより各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

午前7時から午後7時30分までの間で、養育・保育を提供する時間は次のとおりとします。

こ う 1号 にんてい 認定	きょういく じかん 教育時間	いちじあず あず ほいく 一時預かり(預かり保育)	きゅうえん び 休園日
	へい じつ 平日		
	9時30分～14時30分 (9時～9時30分は 活動準備時間とする) (14時30分～15時は 降園準備時間とする)	【早朝一時預かり】 7時～8時 【午前一時預かり】 8時～9時 【午後一時預かり】 15時～18時	【土曜・日曜・祝日】 【夏期休園日】 8月1日～8月15日 【冬期休園日】 12月22日～1月7日 【春季休園日】 2026年3月23日～4月4日 ※但し、事情のある方はご相談ください。

2号 ・ 3号 にんてい 認定	へい じつ 平日	ど よう 土曜	えんちよう ほいく じかん 延長保育時間 (平日)	えんちよう ほいく じかん 延長保育時間 (土曜)	きゅうえん び 休園日
	保育標準時間認定 (最大11時間) 7時～18時	7時～ 18時	18時～ 19時30分	18時～19時	【日曜・祝日】 【夏期保育協力日】 8月13日～ 8月15日 【冬期保育協力日】 1月4日 ※但し、事情のある 方はご相談ください。 【冬期休園日】 12月29日～ 1月3日
	保育短時間認定 (最大8時間) 8時～16時	8時～ 16時	7時～8時 16時～18時	7時～8時 16時～18時	

※ 土曜保育について

法人内で1ヶ所の施設(海老江ひばりこども園)に集まり、共同保育を行います。共同保育ができない時は自園で行うことがあります。事前にお知らせいたします。

尚、台風などの自然災害でこども園が休園となる場合については、別途お渡しする

「入園のしおり」をご確認ください。

8 教育・保育を提供する時間

【1号認定】

平日の9時30分～14時30分まで教育時間を利用出来ます。(その他保育の必要性に応じ別途申請により一時預かりを行っています。別表参照)

【2号認定及び3号認定】

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

※入園後は2週間程度の慣らし保育があります

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（医療行為でもあり、医師の意見書が必要になります）

食物アレルギー対応マニュアル有り

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

※ 体調に合わせた食事も提供します。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定(1号認定、新2号認定、新3号認定)

当園が入園申し込みの必要に応じ書類、面談等にて入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医(嘱託医)

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	中島小児科診療院
医院長名又は医師名	中島 滋郎
所在地	大阪市福島区大開2丁目3-5 カンザキビル 2F
電話番号	06-6466-1500

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人一心会 野田阪神歯科クリニック
医院長名又は医師名	山本 修史
所在地	大阪市福島区海老江7-3-17パレス都1F
電話番号	06-6131-7777

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回以上職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	窓口担当者 竹中 圭子 山本悦子 ご利用時間 8:30～ 18:30 電話番号 06-4256-5775 F A X 06-4256-5773 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	寺田 崇雄 電話番号 06-6461-1171 役職・肩書等大阪市私立保育連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付契約
保険金額	315 円

20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 子ども	3歳児	..人	..人	..2人
	4歳児	..人	..人	..1人
	5歳児	..人	..人	..人
2・3号認定 子ども	0歳児	3人	5人	4人
	1歳児	15人	12人	12人
	2歳児	17人	16人	13人
	3歳児	25人	24人	23人
	4歳児	23人	24人	24人
	5歳児	24人	24人	24人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施予定	令和7年5月実施予定
自己評価の実施状況	毎年度実施	つき かい 月1回

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 (適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示 された事実の有無)

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

べっぴよう
別表

1 保育の提供に要する利用者負担金(上乗せ徴収分)
【給食費等】

こうもく 項目	ないよう ふたん もと りゆうおよ もくてき 内容、負担を求める理由及び目的	きんがく 金額
1号認定を受けた子どもに係る給食費 おやつ代 (預かり保育利用者)	げつようび きんようび へいじつ 月曜日～金曜日(平日) あず ほいくりよう ばあい 預かり保育利用の場合	にちがく えん 日額 350円 (主食費 50円 副食費 250円) おやつ代(日額50円)
2号認定を受けた子どもに係る給食費	① げつようび きんようび へいじつ 月曜日～金曜日(平日) ② どようび ※2号認定の土曜日のお弁当は、 ようい ができない場合は、事前に お知らせください。	げつがく えん 月額 7,000円 (主食費1,500円) (副食費5,500円) にちがく 日額 きゅうしよく えん 給食 300円 おやつ代 50円

※給食費について、現時点では上記の料金設定と致しますが、今後も物価が上昇することが予想されます。場合によっては値上げが生じることもございますので、ご了承ください。

【その他の費用】

こうもく 項目	ないよう ふたん もと りゆうおよ もくてき 内容、負担を求める理由及び目的	きんがく 金額
諸行事などに係る費用 (一部負担) ※その他に関する費用は実費 徴収させていただきます。	そつえん だい ・卒園アルバム代 ・カリキュラム材料費 うんどう しどうじっし かか ・運動・リズム指導実施に係 る費用	げつがく えんていど 月額 600円程度 (3・4・5歳児) げつがく えん 月額 300円 (0・1・2歳児)
独立行政法人日本スポーツ復興センター災害 共済給付掛金	さいがいききょうさいきゅうふ 災害共済給付 (療養に要する費用の額が 5,000円以上のもの)	ねんどがく えん 年度額 315円

※6月より 5歳児教材費(ダンス・書き方)600円0歳児、1歳児アプリ代(乳児突然死症候群アプリ代)500円を上記に追加徴収いたします。

2 保育の提供に要する利用者負担金(実費徴収分)

項目	内容、金額の目安
遠足、課外学習費用	【令和6年度実績】 らいおん組、きりん組(4.5歳児) ・遠足代 電車賃 320 円(4 歳児) 722円(5 歳児) ・芋ほりバス遠足 バス代金 2260 円 ぱんだ組 ・芋ほりバス遠足 バス代金 2250 円
保育物品 当園指定の物はありま せん。 必要があれば販売業 者を介して購入してい たきます。 (代用品可)	【令和7年度の目安】 0・1歳児:1,766円 名札136円、氏名ゴム印330円 クラス帽子970円、おたより袋 330 円 2歳児:3,616円 名札136円、氏名ゴム印330円 クラス帽子970円、おたより袋 330 円 のり150円、クレパス770円 お道具箱600円、おたより袋 330 円 3歳児:25,081円 4・5歳児:27,846円 名札136円、氏名ゴム印330円 クラス帽子970円、出席ノート620 円 かばん(リュック)3,135円、はさみ440円 のり150円、クレパス770円、粘土板550円 粘土430円、粘土へら210円、おたより袋 330 円 お道具箱600円、マーカーペン(4.5歳)640円 上着7,040円、ズボン 3,300 円、スカート4,235円 制帽2,640円、スモック 1,540円 体操服(上)1,540円、体操服(下)1,540円 その他物品購入が必要な場合はお知らせします。

3 時間外保育の提供に要する利用者負担金

【1号認定】※登園は9時以降～9時30分までをお願いします

平日

区分	時間	利用料 日額
早朝預かり保育	7時～8時	100円
午前預かり保育	8時～9時	100円
活動準備時間	9時～9時30分	無料
基本教育時間	9時30分～14時30分	市町村の定める保育料
降園準備時間	14時30分～15時	無料
午後預かり保育	15時～18時	300円(1時間100円)

土曜日及び長期休業中

区分	時間	利用料 日額
土曜預かり保育 (長期休業時)	9時～15時	600円
☆上記以外ご利用については平日の料金となります。(日額料金)		

※ 令和元年10月1日からは、1号認定の新2号認定・新3号認定の預かり保育料について申請により、日額450円(月額11,300円)の上限給付があります。(住民税非課税世帯の満3歳児のみ月額16,300円)

【2号認定・3号認定】

区分	2号認定・3号認定	
時間	標準時間	短時間
延長保育(早朝) 7時～8時	市町村が定める保育料	1時間300円
8時～16時		市町村が定める保育料
16時～18時		1時間300円
18時～19時	つきぎめりよう 月極利用 2,900円 いちじりよう 一時利用 10分200円	
19時～19時30分	つきぎめりよう 月極利用 5,900円 いちじりよう 一時利用 10分200円	

※短時間認定の延長について7時～8時、16時～18時の3時間をご利用された場合は3時間で700円の料金となります。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

